

「阿南市高齢者いきいきタクシー券」を交付します

鉄道やバスの公共交通との連携を前提とした制度として、対象となる高齢者の方に、タクシーを利用した際に使用できる「高齢者いきいきタクシー券」を交付します。お買い物や通院の際にぜひご利用ください。

●助成内容

- 1枚当たり500円のタクシー券に対し、半額（250円）を助成します。
例）1,500円分（3枚）タクシー券がほしい場合⇒1,500円－750円（助成額）＝750円（自己負担額）
「高齢者いきいきタクシー券」交付時に自己負担額をお支払いください。
- タクシー券は複数回に分けて申請をすることが可能です。
例）年間交付上限額が24,000円の場合
⇒1回目申請 2,000円分（自己負担額1,000円）→残り交付可能額 22,000円
⇒2回目申請 1,500円分（自己負担額750円）→残り交付可能額 20,500円



●対象者

申請日時点において引き続き3カ月以上阿南市に住所を有する**満70歳以上**の方のうち、**交通手段を持たない方***で、下記の(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)前年度の市町村住民税所得割額が50,000円以下の方 (2)その他市長が認める方（※別途理由書等が必要）

***交通手段を持たないとは…世帯員が運転免許証を所持していない、自家用車を有していない等日常生活において自家用車で外出できない状態**



※年度途中に70歳に到達する方または転入後3カ月経過した方については年間交付上限額が異なります。
※年間交付上限金額は、市内各地から「阿南市地域公共交通計画」で示す広域交通結節点であるJR阿南駅、交通結節点であるJR羽ノ浦駅、JR桑野駅、阿南医療センター、徳島バス榑橋営業所までの距離に応じて設定しています。

交付場所	お住まいの地域	年間交付上限額	自己負担額
阿南市役所 地域共生推進課	富岡地区、宝田地区、中野島地区、 見能林地区、伊島地区	24,000円	12,000円
長生住民センター	長生地区	24,000円	12,000円
桑野住民センター	桑野地区	24,000円	12,000円
橘住民センター	橘地区	24,000円	12,000円
那賀川支所	那賀川地区	24,000円	12,000円
羽ノ浦支所	羽ノ浦地区	24,000円	12,000円
大野住民センター	大野地区	48,000円	24,000円
新野住民センター	新野地区	48,000円	24,000円
福井住民センター	福井地区	48,000円	24,000円
加茂谷住民センター	加茂谷地区	72,000円	36,000円
椿住民センター	椿地区（椿町）	72,000円	36,000円
椿泊連絡所	椿地区（椿泊町）	96,000円	48,000円

●申請方法

交付場所（地域共生推進課・各支所・各地区住民センター）の窓口にて手続きしてください。

※上の交付場所を確認してください。

☆**代理人が申請する場合** 1回目：本人の印鑑をお持ちください。2回目以降：本人の登録証をお持ちください。

●利用できるタクシー会社

阿南市内に本店、支店、営業所または事業所を有するタクシー事業者のうち、右表の市が指定する事業者

- ・橘タクシー(有)
- ・加茂谷タクシー(有)
- ・毎日タクシー(有)
- ・榑日峰タクシー羽ノ浦営業所
- ・阿南タクシー(有)
- （令和6年4月1日現在）

●申請からタクシー券交付までの流れ

- ①窓口にて阿南市高齢者タクシー利用料助成登録の申請をしてください。
- ②審査の上、助成を決定した方に「登録証」を交付します。
※「登録証」は2回目以降の申請の際に必ず必要となります。
- ③「登録証」を持参していただき、窓口で上限額以内において必要とする分のタクシー券の申請をしてください。
※タクシー券は1枚から申請が可能です。

●タクシー券の使用方法について

- ①乗車する際、運転手に「登録証」を提示してください。
- ②利用料金を支払う際にタクシー券をお使いください。（1乗車につき複数枚使用できます）



●注意事項 ※おつりは出ません。 ※一度交付されたタクシー券の払い戻しはできません。

登録証とタクシー券の申請および交付期間 令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

登録証とタクシー券の使用可能期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440